

最高裁秘書第5451号

令和元年11月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年10月15日付け（同月16日受付、第014346号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況（平成30年）」と題する文書（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成 31 年 3 月 28 日  
最高裁判所事務総局行政局第二課労働審判係

## 労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況（平成 30 年）

### 1 報告対象事件

平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに終局した労働審判事件のうち、テレビ会議の方法による期日を実施した事件（以下「テレビ会議利用事件」という。）について、その実施状況等の報告を求めた。以下は、その報告結果をとりまとめたものである。

### 2 テレビ会議利用事件の件数

テレビ会議利用事件の件数は、平成 28 年は 7 件、平成 29 年は 15 件であったが、平成 30 年は 48 件と大幅に増えた（なお、平成 30 年の労働審判事件全体の事件数【既済】に占める割合は、約 1.3 % である。）。

平成 30 年に利用件数が増えた要因としては、①労働審判事件においてテレビ会議を利用することができる旨の周知の取組が浸透しつつあることや、②同年 4 月から、全支部においてテレビ会議の利用が可能になるなど、テレビ会議を利用できる環境が拡大されたことがあると考えられる（なお、新たにテレビ会議を利用できるようになった支部を接続先とする利用事件は、7 件であった。）。

### 3 テレビ会議の実施状況等

#### （1）代理人の有無

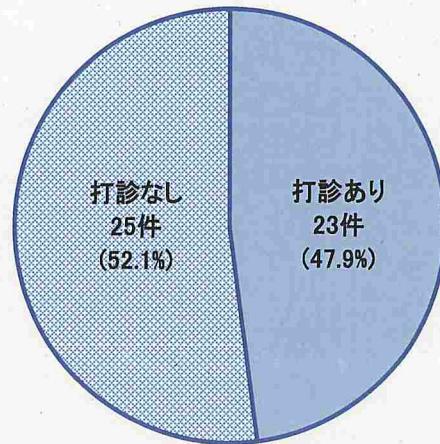
申立人又は相手方のいずれかに代理人が選任されていない事件は、48 件中、5 件であった。なお、双方のいずれにも代理人が選任されていない事件はなかった。

#### （2）当事者の出頭状況

テレビ会議利用事件のほとんどでは、当事者の一方の側のみが受託庁に出頭していたが、期日によって受託庁に出頭する当事者の側が入れ替わった事件も 1 件あった。また、当事者双方が受託庁に出頭し、委託庁には労働審判委員会のみが在廷した事件も 5 件あった。

そのほか、相手方側が 2 つの受託庁に分かれて出頭し、委託庁（労働審判委員会及び申立人側が在廷）と三庁間でテレビ会議を接続して実施されたものが 2 件あった。

### (3) 裁判所からのテレビ会議利用に向けた打診の有無

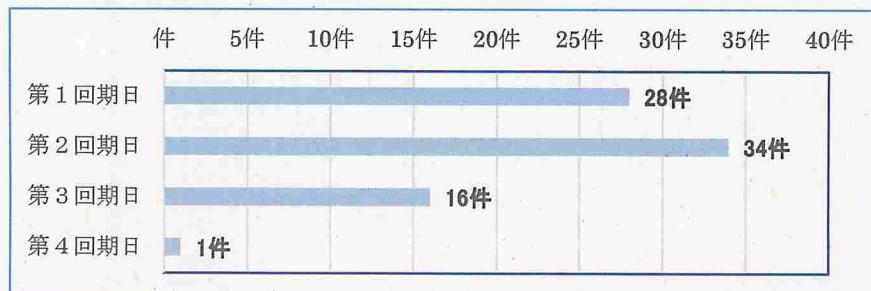


テレビ会議利用事件のうち、裁判所から利用に向けた打診がされた事件の割合は、平成29年は3分の2に及んでいたが、平成30年は48件中23件（47.9%）と半分を下回った。これによると、同年の利用事件のうち半分以上の事件においては、当事者から積極的な利用申出がされたとかがわれるところであり、テレビ会議の周知の取組が奏功しつつあると考えられる。

また、打診のタイミングとしては、相手方からの利用申出が期日の直前にされると対応が困難になるため、相手方住所又は相手方代理人の事務所所在地が遠方にある場合は早期の段階で、裁判所からテレビ会議の利用を打診しているとの報告があった。

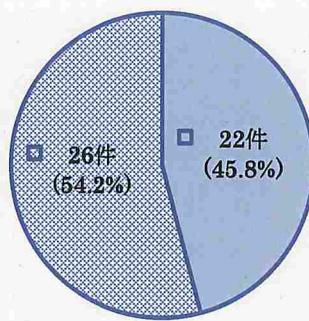
そのほか、裁判所からの打診が有効に機能した例として、代理人が遠方からの出頭を予定し期日調整が難航していた事件において、裁判所からテレビ会議の利用を打診したところ、早期に期日調整が出来たという例や、遠方に所在する相手方から移送申立てがされた事件において、裁判所からテレビ会議の利用を示唆したところ、同申立てが取り下げられ、迅速に解決に至った例などが紹介された。

#### (4) テレビ会議を利用した期日



※上記の件数は延べ件数である。

【テレビ会議利用事件のうち全期日・一部期日利用事件の割合】



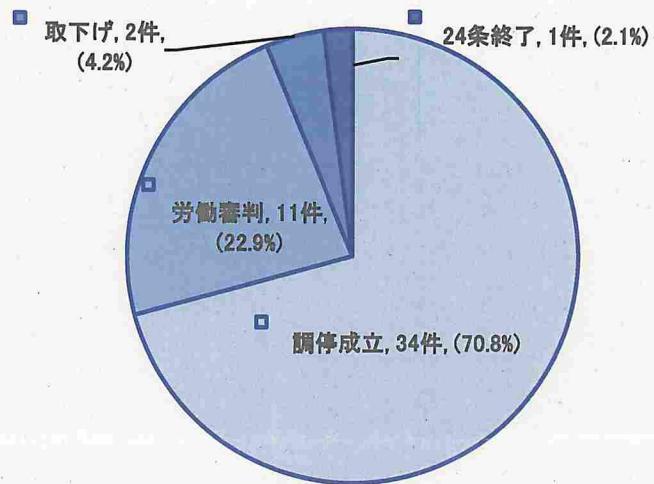
■全期日でテレビ会議を利用した事件数  
■一部期日でテレビ会議を利用した事件数

第1回期日にテレビ会議を利用した事件は、48件中28件（58.3%）と過半数に及んだ。また、（第1回期日で終了した事件も含め）全期日でテレビ会議が利用された事件は、48件中22件（45.8%）であった。

第1回期日にテレビ会議を利用することについては、同期日では通常、当事者本人や参考人の審尋等を行うため直接対面で行った方が手続を進めやすいとして、利用にやや慎重な意見がある一方、迅速解決が求められる労働審判手続においては、テレビ会議の利用により早期の期日調整が可能になり早期解決につながるとして、利用に積極的な意見もあった。

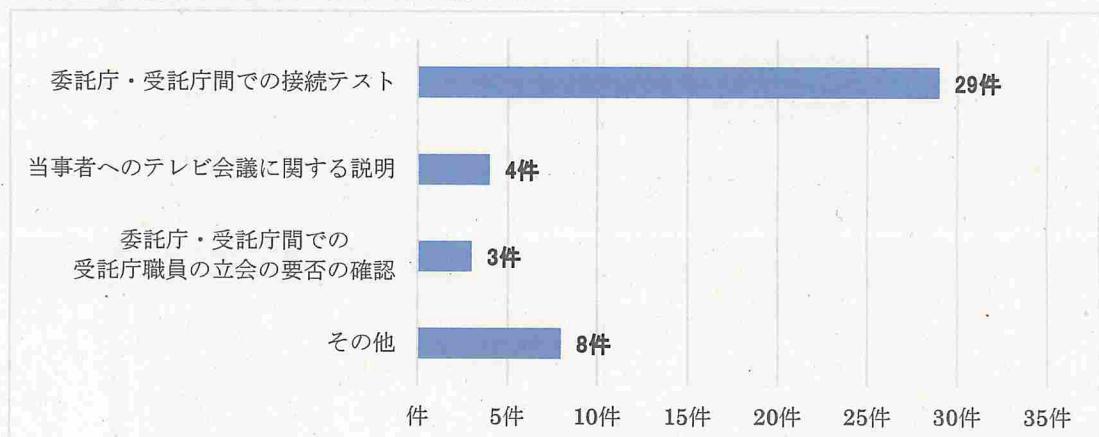
そのほか、一部の期日でのみテレビ会議を利用した事件としては、第1回期日には遠方に所在する申立人本人が出頭するためテレビ会議を利用したものの、第2回期日は代理人のみの出頭が予定されたためテレビ会議を利用しなかったという例や、第1回期日は通常どおり実施したが、日程の調整がつかなかった第2回期日はテレビ会議を利用したという例などがあった。

### (5) テレビ会議利用事件の終局結果等



テレビ会議利用事件 48 件中、34 件（70.8%）は、調停成立により終局したところ、労働審判事件全体における調停成立率（平成 30 年速報値で 72.6%）と同程度であった。また、テレビ会議利用事件中、労働審判により終局した事件は 11 件（22.9%）であり、労働審判事件全体における審判率（14.7%）より若干高い割合となった（なお、テレビ会議利用事件数はなお少数にとどまるため、ここから一般的な傾向まで読み取ることは困難と考えられる。）。

### (6) 円滑な進行のために行った準備の例



※上記の件数は延べ件数である。

テレビ会議による期日を円滑に進行するため、多くの庁において事前準備が行われていた。具体的には、委託庁・受託庁間での接続テスト、当事者へのテレビ会議に関する一般的説明、受託庁職員の立会の要否の確認等が行われていた。

その他の準備としては、例えば、当事者の出頭場所の確認、期日中の連絡手段の確保（受託庁のテレビ会議担当者の内線番号、受託庁への出頭代理人の携帯電話の番号の確認等）、次回期日の調整方法の確認等が行われていた。

#### (7) テレビ会議の利用のメリット、今後の課題と工夫等

##### ア テレビ会議の利用のメリット

各庁からは、労働審判手続におけるテレビ会議の利用のメリットについて、  
①当事者、代理人及び参考人など出頭者が多いため、関係者の出頭を円滑に確保するべくテレビ会議を利用するメリットは大きかった、②特に請求金額の低い事案では、遠方からの当事者等の出頭コストの抑制にもつながるため、双方代理人から評判が良かったという指摘等があった。

また、③実際にテレビ会議を利用してみると、事前に想定したよりも映像や音声に違和感がなく、利用しやすかったという感想や、④本庁から離れた地域の利用者の負担解消に大きく貢献するものであるため、更なる周知の必要性を感じたという感想もあった。

##### イ 今後の課題と工夫等

一方で、各庁からは、テレビ会議の利用に関する今後の課題（①テレビ会議システムを利用することの負担感、②期日調整の困難、③受託庁職員の立会）や、考えられる工夫等についても報告があった。

#### (7) テレビ会議を利用するとの負担感

複数の庁から、当該庁にはテレビ会議を実際に利用したことのある職員がまだ少ないため、負担感がそれなりにあるという感想や、初めて機材を操作した際は不安感があったという感想があった。他方、テレビ会議の利用に慣れている庁からは、特段の負担感はなかったという感想や、一度操作に慣れれば次回以降はさほど困難は感じないだろうという指摘もあった。

また、機器の使い勝手については、三庁のテレビ会議を接続して期日を実施した庁から、複数庁で同時に話すと音声が途切れ聞こえないことがあるという指摘があったほか、調停を進める場面で当事者の一方ずつから話を聞く場合には、その都度接続を切ったり、再接続したりという操作が煩雑であったという感想、そのほか、当事者が多数出頭した場合に全員を画面内に映そうとすると、各人の表情が読み取りにくくなるため工夫が必要であるといった感想もあった。

これらを踏まえると、各庁においては、テレビ会議の機器に慣れていくとともに、その利用経験について、職員間で十分に共有していくことが重要であると考えられる。

#### (イ) 期日調整の困難さ

労働審判手続では、期日に出頭する関係者が多く、期日間隔も短期であるため、期日調整に難航することも少なくないところ、テレビ会議を利用する場合は、受託庁のテレビ会議機器やテレビ会議用法廷の空き状況等をも踏まえて調整を行う必要があるため、期日調整が更に困難となることがあるとの指摘があった。また、比較的規模の大きい庁においては、テレビ会議機器やテレビ会議用の法廷等が混み合い、相当先まで予約が取れない状況があるとの指摘もあった。

これらを踏まえ、テレビ会議を利用する場合は次回期日の指定を想定し、あらかじめ受託庁のテレビ会議機器等の空き状況を把握しておく工夫が有益であるとの指摘があった。また、庁によっては、テレビ会議用の機器が複数台整備され、民事部と刑事部で使用できる機器について事実上の棲み分けが行われていることがあるところ、このような場合も、庁内にある機器全体の予約状況の分かる一覧表を整備するなどして、これらの機器を機動的かつ柔軟に活用する工夫が必要であると考えられる。

#### (ウ) 受託庁の立会等

複数の庁から、受託庁の職員の立会いが不要な場合は、これを行ってもらわない運用を行っているという紹介があった（G-desk掲載の「民事事件及び家事事件の手続においてテレビ会議システムを利用する場合の当事者等が出頭する接続先の裁判所における事務について（書簡）」参照）。具体的には、代理人の付いている事案においては、受託庁の職員には期日開始時にのみ立ち会ってもらい、期日の実施中は立会いを不要としたという工夫例や、立会いを不要とした場合の入退廷の指示（例えば、調停を試みる際に、受託庁の法廷への入退廷を委託庁から指示する必要のある場合が生ずる。）について、当該代理人の携帯電話の番号をあらかじめ控えておき、委託庁から当該携帯電話に連絡して指示を行ったという工夫例の紹介等があった。

### ウ　まとめ

以上のとおり、各庁においては、労働審判手続におけるテレビ会議の利用が進むとともに、課題が認識され、実情に応じた工夫も集積されているとかがわれる。今後も、こうした工夫が適切に共有され、労働審判手続の更なる迅速適正な運用に繋げられていくことが期待される。

以上